

入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和7年2月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 令和7年度会議記録テープ反訳業務
- (2) 仕 様 等 入札説明書における仕様書による
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和8年3月31日まで
- (4) 納入場所 岩手県議会事務局

2 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 日時 令和7年3月26日(水) 午前9時45分
- (2) 場所 岩手県議会 1階 大会議室
- (3) 入札場には入札参加者又はその代理人並びに入札執行職員及び立会い職員以外の者は入場することができない。
- (4) 入札参加者又はその代理人は、入札時刻後においては、入札場に入場することができない。
- (5) 入札参加者又はその代理人が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者又はその代理人を入札場から退去させ、又は入札を延期し、若しくは取りやめることがある。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 次の各号のいずれにも該当しない者又はいずれかに該当した者であつて、その事実があつた後2年を経過した者であること。
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法第234条の2第1項(契約の履行の確保)の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の仕事の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ 前各号のいずれかに該当する事実があつた後2年を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 岩手県県税条例(令和3年岩手県条例第58号)第4条に掲げる税目及び消費税の滞納がないこと。

- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 4 に定める一般競争入札参加申請書の提出の日から落札決定の日までの期間に、岩手県から一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準（平成 23 年 10 月 5 日出第 116 号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- (6) (5) の期間に、岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成 7 年 2 月 9 日建振第 281 号）、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成 18 年 6 月 6 日建技第 141 号）、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成 12 年 3 月 30 日出総第 24 号）などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていない者であること。
- (7) 代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (8) 過去 5 年間に於いて、官公庁の発注における本業務と同種の業務を履行した実績を有する者であること。
- (9) 岩手県内に本店、支店又は営業所等を有する者であること。
- (10) 4 に定める調書を提出し、入札参加資格を認められた者であること。

4 入札参加申請に関する事項

- (1) この入札への参加を希望する者は、次の書類を令和 7 年 3 月 12 日（水）午後 5 時までに岩手県議会事務局総務課あてに各 1 部提出すること。
提出方法については、持参又は郵送によるものとする。
ただし、郵送等による場合は上記期限までに必着することとする。
 - ア 一般競争入札参加申請書【様式第 1 号】
 - イ 納税証明書（申請書を提出する日の属する年の直前 1 年間に岩手県に納付した岩手県県税条例（令和 3 年岩手県条例第 58 号）第 4 条に掲げる税目及び消費税の納税証明書「様式第 111 号イ」をいう。）及び消費税の納税証明書（税務署が発行する「その 3 の 2」又は「その 3 の 3」をいう。）の写し
 - イ 事業所に係る調書
事業所の所在地、電話番号、FAX 番号、営業内容等の会社の概要を記載したもの。（パンフレットでも可）
 - ウ 業務履行実績調書【様式第 2 号】
過去 5 年間に於いて、官公庁の発注における本業務と同種の業務を履行した実績を記載すること。（契約書の写しを添付すること）
- (2) (1) により提出された書類を確認した結果は、令和 7 年 3 月 19 日（水）までにファクシミリで通知する。

5 入札説明書等の配布

(1) 配布場所及び問い合わせ先

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号

岩手県議会事務局総務課

電話番号 019-629-6006 (直通)

(2) 配布期間

公示日から令和7年3月11日(火)までの午前9時から午後5時までの間、随時交付する。

ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する祝日は除く。

なお、入札説明書等は、岩手県ホームページからダウンロードすることも可能であること。

6 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、入札書に記載する金額に110分の10に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)に当該入札に係る予定数量を乗じて得た金額の100分の3以上の金額を岩手県会計管理者に納付しなければならない。ただし、入札参加者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 入札保証金は、開札(再度入札の開札を含む。)終了後、請求書の提出を受け、当該入札参加者又はその代理人に還付する。ただし、落札者については、契約締結後において還付する。

(3) 入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは岩手県に帰属する。

7 その他

(1) 提出書類に虚偽の記載をした者に対しては、一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準に基づき、入札参加制限等の措置を行うことがある。

(2) 入札参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合又は経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあつては、参加資格を認めないことがある。

(3) 入札参加に要する費用は、入札参加希望者の負担とし、本業務の入札が中止された場合であってもその補償を請求することができないものとする。

(4) 令和7年度岩手県一般会計予算が議決されなかった場合にあつては、本件業務の入札手続きについて停止の措置を行うことがある。

(5) その他入札の詳細については入札説明書に示すとおりとする。